

令和3年4月8日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会 長 木下 勝之

「産後ケア事業の実施に当たり留意すべき事項及び消費税の取扱いについて」及び「母子保健法の一部を改正する法律に関するQ&A」に係る情報提供について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長より本会宛に通知があり（資料1）、自治体宛にも同様の通知がなされています（資料2）。

今般、消費税法施行令等の一部を改正する政令により**消費税法施行令の一部が改正され、産後ケア事業として行われる資産の譲渡等について、消費税を非課税**となりました（令和3年4月1日施行）。これに伴い、上記通知がなされました。

また、令和3年4月1日付けで、「母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号。産後ケア事業について定めるもの。）に関するQ&A」についても、改定いたしました（資料3）。

上記消費税の取扱いに関するポイントは、

- ・産後ケアサービスにおける**利用料は非課税**。
- ・産後ケアサービスにおける**委託料は非課税であるが、施設の清掃や利用料徴収等の付随的業務のみの委託料は課税対象**となります。

上記概要につきまして、会員の先生方にご案内頂き、詳細は添付資料をご確認いただきまして、地域行政機関と連携しながら、母子とその家族に対する支援体制のさらなる充実を図っていただきますよう、よろしくお願いたします。

【通知等一覧】

（資料1）（本会宛）「産後ケア事業の実施に当たり留意すべき事項及び消費税の取扱いについて」及び「母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号。産後ケア事業について定めるもの。）に関するQ&A」に係る情報提供について
（令和3年4月5日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）

（資料2）（別紙1）産後ケア事業の実施に当たり留意すべき事項及び消費税の取扱いについて
（令和3年4月1日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）

（資料3）（別紙2）母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号。産後ケア事業について定めるもの。）に関するQ&A
（令和3年4月1日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課）